

第五部
通信・交通・土木編

第一章 通信

一 郵便

町内には、現在集配特定局の溝辺郵便局と三簡易郵便局（石峯・論地・鹿児島空港）がある。

溝辺郵便局は昭和四十八年現庁舎において業務開始後、諸々のサービス改善を図ってきた。平成八年情報系共用端末の導入によりオンラインシステムが構築され、更に、十四年には外務員に郵便追跡携帯端末機が配備され、小包・書留等の郵便送達の追跡が可能となった。

この間一三〇余年にわたり歴史を刻んできた郵政事業は、平成十五年四月一日中央省庁等改革の一環として国営による「日本郵政公社」として新たなスタートを切り、独立採算性のもと自立的・弾力的な経営によるユニバーサル・サービスの確保に努めることとした。

また、近い将来民営化について論議がなされているところでもある。

1 溝辺郵便局の動き

平成8年10月1日 独居老人宅声かけ運動の実施

10年2月2日 新郵便番号7桁制の導入

10年6月25日 「災害時における溝辺郵便局・溝

辺町間の相互協力に関する覚書」

の締結

10年4月1日 溝辺町収納代理郵便官署の業務

を開始

13年1月6日 中央省庁再編・郵政事業庁発足

15年1月1日 溝辺郵便局「赤バイク隊小型粉

末消化器の貸与に関する覚書」の

締結

15年4月1日 日本郵政公社発足

16年4月20日 郵便局設立百年 祝賀式典

2 取扱い業務

第224表 普通郵便物（単位：件）

年	件数
平成5年	一、〇九二、四三一
平成10年	一、四八八、九七七
平成14年	一、二〇二、三八八

第225表 簡易保険(単位 千円)

年	件数	保険料	保険金額
平成5年	八、七九八	九八、九七七	一八、六五六、二四三
平成10年	一〇、二六二	一二九、三六三	二四、六八六、一八三
平成14年	七、二四七	七七、三八三	一八、九〇三、四八七

第226表 郵便年金(単位 千円)

年	件数	保険料	保険金額
平成5年	四八八	三二八	四六、三四八
平成10年	六八一	四四三	六三、九六九
平成14年	五八九	二四一	一八、七一一

第227表 為替貯金(単位 千円)

年	通常貯金	積立貯金	定額貯金	為替	振替貯金	年金恩給	保険
平成5年	一〇、三三三、一二三 九〇三、一一一	六七、八九五 六九、二七一	五〇八、三四五 六六九、三四八	一〇、〇九二 九、八三四	二二四、六五四 一七六、九六三	四、六一九	九八七、九六五 八一四、二七五
平成10年	一、三六四、七九八 一、六八七、一七九	五四、七四〇 五七、六八一	六二二、〇〇七 八七七、四四九	一六、六五二 一九、三五三	三二九、七〇四 一八四、七五六	三、七五九	一、〇一一、八五四 九七七、五六一
平成14年	一、七六四、四七八 二、〇三〇、四六〇	二九、七六四 三一、〇四一	一、〇六四、〇七〇 一、二三五、九八四	一一、〇二九 一〇、六〇八	三七六、四八五 三六一、六七八	二、五四六	一、四一六、一七一 九四八八九八

3 溝辺局の百年

溝辺郵便局開局百周年記念行事に寄せて

溝辺郵便局は明治三十七年開局され、百周年の記念する年を迎えた平成十六年四月二十日、有村町長をはじめ歴代の町長・議会議長・各種機関団体長・溝辺局OBの方々のご臨席を賜り、記念式典を挙行了た。

ちなみに、歴代局長は、初代 溝口虎彦、二代目 郡山明夫、三代目 二見静雄、四代目 花堂三男、五代目 東繁、六代目 隈元為次と受け継がれ、その時代時代で幾多の困難を克服しながら通信・情報・文化・経済面を通じて地域社会の発展に寄与してきたことは紛れもな

い事実である。式典準備にあたり、開局当時から文書を拝読しながら多くの方々が溝辺郵便局に携わって頂いており、その時代に応じた伝統をつくり、今日に至っていることを考え、身の引き締まる思いである。同時に先人の偉業に対し、更にはこれまで事業を支えて頂いた地域の方々への感謝の念で一杯である。

局舎については、当初溝辺町有川九三番戸乙号 神田橋亮一氏宅（現 宮地金物店）で開局され、大正十三年仮移転の後、昭和二年に溝辺町有川三五〇番地に増改築した。鹿児島空港開港の翌年昭和四十八年六月に、花堂三男氏の英断と地域の方々の絶大なる支援により、溝辺町有川二九九番地一に鉄筋コンクリートづくり（自動ドア付き）の当時としては近代的な局舎が建築され、今日に至っている。

開局以来、郵便・為替・貯金事業に始まり、時は流れて取扱業務も大正五年には簡易生命保険、大正十五年には郵便年金の取扱業務が開始され、郵政三事業の時代となった。

郵便の業務運行は徒歩配達の時代から、自転車配達、そして四十年代に入り、五〇ccバイクが配備となつてい

る。起伏の多い本町では、集配業務に一大転換期を迎えた当時の職員の喜びは、計り知れないものがあつたらうと思う。徒歩配達された頃の先輩各氏には、ただ、だ敬服の至りである。さらにその後、軽四輪車が配備され、集配業務も迅速化されていき昭和四十七年鹿児島空港開港に伴い鹿児島県の交通・文化通信の拠点地域として郵便物数も急激に増加した。郵便物輸送システムも昭和五十九年二月より、バス輸送システムから運送車による「加治木・溝辺・横川」便とシステム変更になり、スピードアップが図られた。

電信・電話業務については、昭和四年に電信・電話が取り扱われ、昭和七年には電話交換事務を開始した。電話番号は役場が一番、農協が二番、ちなみに当時の郵便局番号は四二番（特番）と順次設置され、昭和三十二年には農村公衆電話を架設、昭和四十二年には農村集団電話の拡張により一般電話八九台、農集電話一〇〇二台と町内全域に設置されて通信の利便性が図られ、通信手段が整ったが、昭和四十六年十二月十日十三時をもって電話自動改式となり電電公社に移管された。

電話普及時代から、NHKの放送受信料の集金委託事



溝辺郵便局

務が郵便局で取り扱われてきた。戦後、労働組合が結成され、全国的に厳しい労働事情が続いた時代から、労使安定期の時代と変遷し、一三五年の歴史をもつ郵政事業の経営形態も、中央省庁等改革による郵政省時代から郵政事業庁へ、そして国営による日本郵政公社と歴史的改革が行われ、これまで税金は使わず独立採算制の元に事業経営が図られている。

独立採算制の維持を図りながら、企業会計原則に基づく経営基盤確立のため、経営の効率化が進められている。今日、郵政事業の経営形態のことが論議されているが、今後とも都市部が特に恩恵を受けるのではなく、地方の方々も広く公平にサービスが受けられ、国民に身近で利便性の高いユニバーサルサービスのできる経営形態を堅持していく必要がある。

市町村合併時代に入り、尚一層郵便局の役割は大きくなってくる。今後とも、溝辺郵便局は先人の偉業を継承し、安心安全をお届けする「赤バイク消防隊」・福祉ネット等 集配ネットワークを活かした各種施設により、地域への貢献できる郵便局づくりを目指して取り組んでいきたいものだ。

(限元為次)

二 溝辺町ケーブルテレビ ネットワークの整備

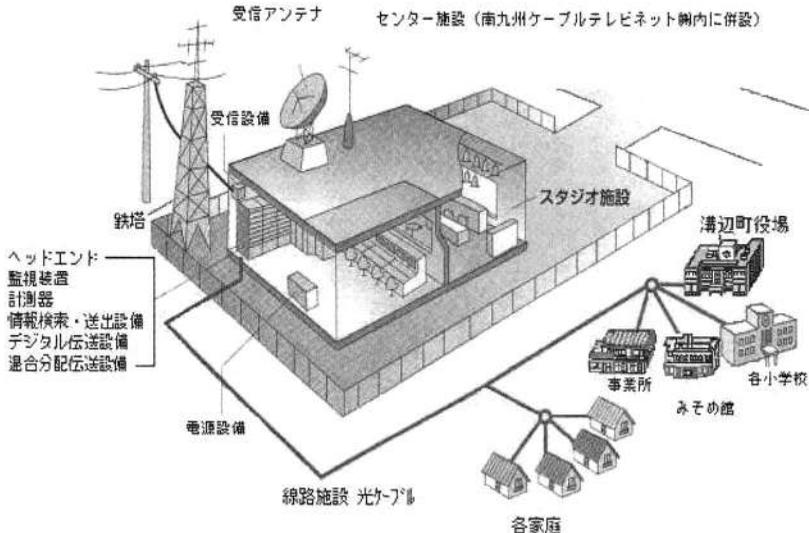
1 背景

急速に発展しているIT（情報通信）技術が、ブロードバンド（高速・大容量通信）を可能とし、高速インターネット等の普及が急速に進みつつある。このような中、我が国が韓国をはじめとする先進国に比べ、普及率において遅れをとっていたこともあり、平成十三年一月に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（IT基本法）に基づき「IT戦略本部」を総理大臣を本部長として発足させた。

この戦略本部において「五年以内（平成十八年度）を目標に世界最先端のIT国家になる」という目標を掲げた「e-Japan戦略」を決定し、国を挙げたIT革命の推進に向けて新たな一歩を踏み出した。これを期に我が国のブロードバンドの普及は、急速に進展してきた。

一方、我が町のブロードバンド化は、遅々として進まず国分準人地区、始良・加治木・蒲生地区との格差は広がりがつつあり、デジタル Divide（情報の過疎化）解消

整備する施設のイメージ



への努力が求められていた。そのため、平成十四年度に民間による、溝辺町ブロードバンド化の可能性について調査を行ったが、NTT西日本において、電話回線によるADSL（非対称デジタル加入者線）の高速インターネット環境の整備計画は、当面ないとの回答であり、国分・隼人地区をエリアとする南九州ケーブルテレビネット株式会社のカブテレビ導入についても、南部地域についてエリア拡張の計画があるが、採算性の観点から北部地域へのエリア拡大は難しいとの回答であった。このことは、本町の住民の間に情報の格差を生じることの意味し、全町的な情報基盤の整備について、国庫補助事業等の導入を含め、早急な対応が必要となっていた。

2 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業

国が進めるブロードバンド化には、各種の補助制度が用意されており、地方自治体を対象とした補助事業は次のようなものがある。

- ① 地域インターネット基盤整備事業 地域の教育、行政、医療、防災等の高度化を図るため、インターネット技術で築く地域の高速度LANの整備を図る地方公共団体等を支援する事業

- ② 地域インターネット導入促進基盤整備事業 過疎地域等の市町村を対象に、インターネットを活用した双方向の行政サービスを提供するため、公共施設等にインターネット等を導入し、地域の情報化を促進するために、平成十一年度第二次補正予算から実施された事業

③ 情報通信人材研修事業支援制度

情報通信分野の専門的な知識及び技能を有する人材を育成するために、情報通信人材研修事業を実施する第三セクター等に必要な経費の一部を助成する事業

④ 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業

これらの事業を研究する中、溝辺町の地域情報化促進のためには隣接する国分・隼人地区において導入されているケーブルテレビ施設整備事業の実施が、全世帯を対象とした事業であり、また、双方向の通信が可能となり、今後の利活用に多くの拡張性が見込まれるなどの理由により、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を導入することとし、鹿児島県を通じて事業要望を行うこととした。

折しも、平成十四年度の国の補正予算により新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業等の事業を追加し、平成十四年十二月十二日の経済対策閣僚会議において改革加速プログラムを決定し、地方債の取扱い、地方交付税法の一部改正を行ない、事業推進を図ることとされたところである。

3 事業概要

平成十四年度補正予算事業として内示を受け、平成十五年三月の第一回定例議会において、平成十四年度補正予算として平成十五年度への繰越事業を提案し、事業に着手した。

(1) 補正予算の内訳

【歳入】	県補助金	三億四、三〇〇万〇千円
	地方債	六億八、六〇〇万〇千円
	一般財源	三〇五万六千円
	計	十億三、二〇五万六千円
【歳出】	旅費等	一七六万四千円
	委託料	七、三〇五万九千円
	電柱使用料	一二九万二千円
	工事請負費	九億五、五九四万一千円

(2) 事業の内訳 計 十億三、二〇五万六千円

テレビ信号を受信する受信点は、隼人町の南九州ケーブルテレビネット株式会社の施設を活用することとし、町内に受信点施設は設けないこととした。受信点から溝辺町役場内に設置するスタジオ内の受信設備までを光ケーブルで接続し、役場から町内の全世帯へ再送信する。役場と世帯間は、光ケーブルと同軸ケーブルにより有線で結び、安定したテレビ映像を配信する。また、テレビに溝辺町行政チャンネルを設け、音声・映像・文字による行政情報を配信する。また、追加利用（オプシヨン）により、BS・CSの衛星波等の多チャンネルの視聴、高速インターネットの利用が可能となるなど、双方向通信が可能となる基盤の整備が図られることとなった。

4 事業経過

- 15・3・19 自治公民館長会への事業説明
- 15・4・10 設計管理業務委託入札（5社指名による競争入札）

落札決定業者 山梨県中巨摩郡竜王町

竜王一一七六一四

情報システム・

コミュニケーションズ

15・4・14 契約金額 六九、〇九〇、〇〇〇円

有線テレビジョン放送施設設置許可の申

請

15・5・22

ケーブルテレビ事業住民説明会（町内25

15・6・6 会場）

15・6・5 本工事入札（2工区に分け各12社を指名

し競争入札）

一工区落札業者 鹿児島市鴨池新町1番1号

(株)九電工 鹿児島支店

契約金額 五七二、二五〇、〇〇〇円

二工区落札業者 鹿児島市松原町4番26号

西日本電信電話(株) 鹿児島支店

契約金額 三二一、三〇〇、〇〇〇円

15・6・10 有線テレビジョン放送施設設置許可状の

交付

15・6・13 請負契約の議会議決

15・12・15 基本チャンネル試験放送開始

16・1・20 請負工事完成

16・1・30 完成検査

16・2・25 実績報告書の提出（鹿児島県情報政策課）

16・3・1 鹿児島県情報政策課確認検査

16・4・1 溝辺町ケーブルテレビ開局



ケーブルテレビ放送室

第二章 交通

一 交通に関する基本方針

本町における幹線交通の基本整備の方向としては、本県交通網の要衝の地であることから、広域的な産業活動や、人的な地域間交流の一層の円滑化をはかるとともに、生活優先という観点に立ち、県の交通体系整備の方向を踏まえながら、国道及び県道の整備を促進する。

また、町民の日常生活に密着した生活基盤である町道については、交通状況に配慮しながら計画的に整備し、地域住民の利便性の向上、交通安全の保全及び質的向上に努める。

さらに、整備に当たっては、高齢者や子ども・障害者などすべての人が安全で安心して利用できるように、ユニバーサルデザインを推進するとともに、通学や通院・買い物等の移動が困難な高齢者や学生など交通弱者等の町内の移動手段に対する支援を図る。

空港については、我が国の南の国際拠点空港として国

内及び国際航空路線の拡大・空港施設及び機能の拡充強化に向けて、関係機関等に要請していく。

(1) 主な施策

① 交流を進める幹線道路の整備促進

地域高規格道路（北薩横断道路）については、生活者に配慮しながら、三県架橋や南九州西回り自動車道への接続及び県立北薩広域公園・鹿児島空港・九州自動車道へのアクセスとして早期整備を促進する。

また、その他の幹線道路についても、関係機関との協力を進めながら整備促進を図る。さらに歩行者等の交通安全を図るために、自歩道施設を促進する。

② 利便性を高める町道の整備

町内の各地から幹線道路や町中心部へのアクセスを容易にするため、これらを結ぶ町道等の拡幅及び改良を推進する。また、緊急時や災害時に対応できるよう集落間を結ぶ迂回路を整備するとともに、公共施設周辺や集落の中心部等に高齢者や障害者等に配慮したユニバーサルデザインを促進する。

③ 交通弱者等の移動手段に対する支援

現在のバス路線については、現状の維持に向けて関

係機関に要請していくとともに、町民の利用促進に努める。また、通学や通院・買い物等の移動が困難な高齢者や学生など、交通弱者等の町内移動手段に対する支援を図る。

④空港の整備促進

鹿児島空港については、平成四年の空港運用時間延長や空港ビルの改築・拡張に伴い、発着便数の増便や乗降客の増加が見られ、交通の要衝としての役割がますます高まってきている。

このような中で、空港関連施設の整備促進を図るとともに、南九州の玄関口という観点に立った空港の機能強化を促進する。

国及び県等の土木行政の展望

国及び地方財政は、長期化している経済の低迷、累積する公債残高により硬直化が進みつつあり、戦後から今日に至るまで、国の再生復興に影響力を持ち、豊かな国民生活の支えや効率的で競争力のある経済活動の現実大きく貢献してきた公共事業の在り方が問われて来ており、今後更に投資が大幅に縮小される等先行き不透明な現状にある。

その他土木行政に関する住民の意見要望等の取扱い
展望

厳しい財政状況の中であるので、住民ニーズの的確な把握と整備に対する町民の理解・協力を得ながら、投資に対する効果を見極めつつ、事業の必要性を厳格に検討しながら行政執行していく必要がある。

二 交通圏域・交通量

昭和四十七年鹿児島空港が開港して以来、九州自動車道の完成と、県内各地と空港を結ぶ地方道の整備が漸次進められ、県都鹿児島市や、県内外及び南九州近接市町村との距離短縮に加え時間短縮が計られてきた。

輸送機関としては、空港と鹿児島市を結ぶ一〇分間隔の空港バスが、所要時間五〇分で運行されている。また、県内及び南九州主要都市と空港を結ぶ路線も開設され、空港利用者の利便が計られている。

一方、地方道バスは、自家用車の普及で乗客が激減し、年々運行回数も減便されている。溝辺（空港を含む）発着・経由のバス運行状況は次のとおり。

往復便数

△鹿児島 八〇

△鹿屋 一六

△志布志 四

△川内 一

△霧島 一

△国分・隼人一二・五

△大口・横川・加治木・始良 四二

△谷山 一六

△都城 六

△垂水 三

△枕崎一二

△加世田 四

△指宿一四

△大口・水俣 五

△出水・阿久根・串木野二二

ちなみに、空港県営駐車場の平成十三年度の利用台数は七四万五〇〇〇台となっており、昭和六十二年に比し六万二〇〇〇台の増加となっている。

第228表 バス運行表

平成15年現在

バス名	区間	便数	平成元年時便数
鹿児島交通	空港～鹿児島	40往復	37往復
同	空港～鹿屋	16往復	8往復
同	空港～志布志	4往復	6往復
同	空港～谷山	8往復	
同	空港～都城	6往復	
同	空港～垂水	3往復	
同	空港～枕崎	12往復	
同	空港～加世田	4往復	
同	空港～指宿	9往復	
南国バス	空港～鹿児島	40往復	54往復
同	空港～隼人	1往復	7往復
同	空港～川内	6往復	8往復
同	空港～霧島	1往復	7往復
同	空港～横川	1往復	1往復
同	空港～谷山	8往復	
同	空港～大口	2往復	
同	空港～大口・水俣	3往復	
同	空港～宮之城・出水・阿久根	12往復	
同	空港～加治木・始良	42往復	
林田バス	空港～串木野	10往復	
同	空港～川内	6往復	
同	空港～国分・隼人	10.5往復	5往復
同	霧島～空港～指宿	5往復	

交通量の変遷

本町における国道及び県道の交通量の状況は下表のとおりであり、一部路線を除いては増加の傾向にある。主要地方道隼人加治木線及び一般県道崎森隼人線が増加傾向であるのに対し、一般県道今別府牧園線が減少しているのは、増加路線に比べ減少路線の整備が遅れていることに起因するのではと推察できる。

○平日調査日

平成11年10月7日(木) 天候 晴

12時間観測…午前7時から午後7時

24時間観測…午前7時から翌日午前7時

○休日調査日

平成11年10月3日(日) 天候 晴

12時間観測…午前7時から午後7時

24時間観測…午前3時から翌日午前3時

第229表 道路交通センサス(平成11年度版)

単位:台

路線名	観測場所	平成 11 年 度			平成9年度	比較 (%)
		平日 12時間	休日 12時間	平日 24時間	平日 12時間	
九州自動車道	溝辺IC～ 加治木IC	13,047	11,239	16,347	13,253	-1.55
	溝辺IC～ 横川IC	9,040	7,301	11,654	8,821	2.48
国道504号	空港前	12,788	11,300	16,369	10,993	16.33
	木佐貫	8,354	5,958	10,693	8,577	2.60
	竹子	2,519	1,961	3,224	2,461	2.36
	西光寺	12,445	10,098	15,930	10,993	13.2
伊集院蒲生溝辺	下有川	6,380	4,387	8,029	6,116	4.3
	竹子	1,671	1,074	2,089	1,634	2.26
栗野加治木	(横川町床波)	10,162	6,532	12,398	9,241	9.97
隼人加治木	龍論地	7,189	5,542	8,986	7,155	0.48
	(隼人嘉例川)	2,766	3,365	3,375	2,530	9.33
崎森隼人	(隼人町上野)	5,560	3,422	6,728	4,053	37.18
今別府牧園	(横川町岩穴)	195	157	236	465	-58.06

自動車保有台数の変遷

本町における、車種別自動車登録台数は下表のとおりである。

第230表 自動車保有台数の変遷

区分 年次	総数	乗用車		乗合	貨物車		特殊	軽自動車	小型二輪	三輪貨物
		普通	小型		普通	小型				
平成元年	3,421	24	2,155	42	209	918	73			
平成2年	3,550	48	2,266	44	226	896	70			
平成3年	3,629	77	2,318	44	243	875	72			
平成4年	3,681	99	2,348	44	250	862	78			
平成5年	3,728	144	2,328	45	274	852	85			
平成6年	4,196	228	2,544	54	311	893	166			
平成7年	4,317	327	2,562	48	332	868	180			
平成8年	4,514	467	2,634	51	340	840	182			
平成9年	7,013	553	2,399	55	323	763	116	2,752	51	1
平成10年	7,117	642	2,359	52	323	750	136	2,807	47	1
平成11年	7,246	710	2,311	59	323	734	128	2,926	54	1
平成12年	7,556	816	2,406	60	321	712	134	3,049	57	1
平成13年	7,864	906	2,513	63	329	683	129	3,180	60	1
平成14年	8,130	966	2,509	65	340	660	132	3,393	64	1
平成15年	8,080	989	2,394	64	318	636	137	3,466	75	1

資料提供：加治木総務事務所 県自動車税管理事務所 町税務課

三 国道・県道・ 町道の現況

1 国道

平成五年四月一日、供用開始された町内を走る一般国道五〇四号は、横川町境から隼人町境までの溝辺区間は改良済みとなっているが、竹子栗下以北には歩道設置がなされておらず、竹子校区の児童・生徒や一般歩行者の通行に支障をきたしている。

また、栗下以南についても歩道設置はなされているものの、旧規格での設置であり、新規規格での設置が望まれる。更に、物産館よこでーろ前から空港駐車場入り口間は、土・日・祝祭日は慢性的な渋滞をひきおこしているの
で、早急な車線の複線化が望まれる。

2 県道

町内の主要地方道栗野加治木線・伊集院蒲生溝辺線

・隼人加治木線の改良率はほぼ一〇〇%となつてい
る。また一般県道である崎森隼人線・今別府牧園線
の改良率は五〇%となつている。

主要地方道伊集院蒲生溝辺線の有川く空港間について
は、おおむね一〇年後の完成を目途に新設が予定され、
着工目前となつている。

更に、一般県道である崎森隼人線・今別府牧園線につ
いても年次的に改良が進んでいる。

3 町道

町道は、一級町道一四路線・二級町道一〇路線・その
他町道一〇八路線・計一三二路線があり、主要集落道と
各集落を結ぶ道路網を形成しており、総延長が一五一・
八キロメートルで、規格改良済率が六一・二%となつて
いる。

規格改良済延長（幅員四m以上）が九二・九kmで、未
改良延長は五八・九kmとなつており、未改良率三八・三%
となつている。

このようなことから、地方特定整備事業（起債事業）

や町費単独事業等により、年次的に改良を進めている状
況である。

第231表 国道・県道の整備状況（平成13年4月1日現在 単位:m）

路線名	延長	改良済	未改良	舗装済	歩道延長
一般国道504号	13,268	13,268	0	13,268	9,217
主要地方道 栗野加治木線	4,250	4,190	60	4,250	3,057
主要地方道 隼人加治木線	3,220	3,220	0	3,220	1,870
主要地方道 伊集院蒲生溝辺線	6,256	6,256	0	6,256	3,290
主要地方道計	13,726	13,666	60	13,726	8,217
一般県道崎森隼人線	2,406	1,204	1,202	2,406	736
一般県道今別府牧園線	3,638	1,806	1,922	3,580	0
一般県道計	6,044	3,010	3,214	5,986	736
県道計	19,770	16,676	3,274	19,712	8,953

第三章 河川

一 主要河川(二級・準用)の状況

本町の主な河川は下表に示したとおりであるが、特筆すべきは網掛川の河川改修とその後の維持管理である。

雨期になると毎年繰り返された網掛川の氾濫も、昭和六十年の河川改修完了を境にすっかり影をひそめ、流域水田の被害もなくなった。

設立当初(昭和四十九年十月二十一日)の主要目的は、河川改修の要望であった「溝辺町網掛川を守る会」の活動も、現在では自らの河川を自らが守る活動(年二回の河川愛護作業)へと変化している。

組織は、有川大字役員と竹子大字役員に沿線自治公民館長等で構成され、愛護作業への参加者は、一回につき五〇〇名前後となっている。

また、河川に生い茂る葦の問題では、魚や蛙など生態系に重きを置くか、防災を優先させるかで数年苦慮してきたが、平成十四年度から順次葦と寄州の除去が果によ

第232表

水系	河川名	起点		終点	河川延長
網掛川	網掛川 (2級)	左岸 右岸	溝辺町竹子真幸目原1430番2 溝辺町竹子宫床3001番34	終点 錦江湾に至る	溝辺町内 11.7Km
	宇曾ノ木川 (2級)	左岸 右岸	溝辺町竹子永尾3003番3地 溝辺町町道極楽木場線	加治木町で 網掛川に合流	溝辺町内 6.4Km
	崎森川 (2級)	左岸 右岸	溝辺町麓廣見4707番地先 溝辺町麓廣見4712番地先	加治木町で 網掛川に合流	溝辺町内 2.0Km
天降川	久留味川 (2級)	左岸 右岸	横川町上の洗出4850番1地先 溝辺町竹子野坂2979番4地先	隼人町で 天降川に合流	溝辺町内 11.3Km
日木山川	日木山川 (2級)	左岸 右岸	溝辺町崎森前原1712番地 溝辺町崎森通山1234番3	終点 錦江湾に至る	溝辺町内 2.5Km
網掛川	宮田川 (準用)	起点 終点	麓字西ノ丸4497番1地先 麓字福ヶ迫4947番地先	加治木町で 網掛川に合流	溝辺町内 1.5km

って進められている。
また、平成七年になると、沿線に(株)土佐屋による溝辺カントリークラブの進出があり、河川の一部改修が土佐屋によってなされた。



網掛川（竹子地区）

二 地方分権等で生じた里道・水路の状況

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が平成十一年七月に可決成立したことに伴い、国有財産であった法定外公共物（里・道・水路）で公共の用に供されているものについて、市町村の自治事務として機能管理・財産管理することとなり、現在まで（平成十五年四月現在）五大字のうち、三縄地区・麓地区・有川地区の譲与手続きを終えている。

これに伴い「法定外公共物の管理に関する条例」及び「法定外公共物の管理に関する規則」を制定し、同上財産の適正な管理を行っている。

現在まで（平成十五年四月現在）法定外公共物の払い下げ申請はないが、今後同上申請がなされた場合は、総合窓口土木課がなり、関係各課で払い下げ事務を行うことになる。

現地に精通した市町村が同上事務を行うことにより、迅速な事務処理が可能になった。

第四章 防 災

一 急傾斜地崩壊対策事業

採択基準については下記のように定められた。

- 1 急傾斜地（傾斜度三〇度以上）の高さが一〇m以上であること。
- 2 移転適地がないこと。
- 3 人家概ね一〇戸（公共的建物を含む）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。
- 4 事業費が七、〇〇〇万円以上のもの。

第233表 事業実績

地区名	実施年度	概算事業費
中石原	平成2年度～3年度	70,000千円
祝儀園	平成7年度～10年度	247,000千円

二 公共土木災害復旧事業

第234表 公共土木災害復旧事業

工 種	金 額	工 種	金 額
平成2年災 河川 2件 道路 11件 計 13件	20,150,000	平成9年災 河川 1件 道路 9件 計 10件	17,830,000
平成3年災 河川 1件 道路 10件 計 11件	32,860,000	平成10年災 河川 0件 道路 4件 計 4件	6,820,000
平成4年災 河川 0件 道路 1件 計 1件	3,770,000	平成11年災 河川 1件 道路 9件 計 10件	16,780,000
平成5年災 河川 10件 道路 49件 計 59件	195,700,000	平成12年災 河川 0件 道路 7件 計 7件	14,970,000
平成6年災 河川 4件 道路 5件 計 9件	86,300,000	平成13年災 河川 0件 道路 6件 計 6件	36,890,000
平成7年災 河川 0件 道路 7件 計 7件	12,880,000	平成14年災 河川 0件 道路 0件 計 0件	0
平成8年災 河川 0件 道路 13件 計 13件	29,610,000	平成15年災 河川 0件 道路 0件 計 0件	0

第五章 都市計画

一 都市計画事業の変遷

鹿兒島県のほぼ中央に位置し、昭和四十七年鹿兒島空港開港、昭和五十一年九州自動車道溝辺鹿兒島空港インターチェンジの設置など空陸高速交通体系の整備に伴い、これらに関連する企業進出は、本町のみならず通勤可能な周辺都市まで及び、過疎化に悩まされていた本町の様相を一変し、雇用機会の増大は人口増へと転じ、産業形態も一次産業中心から二次、三次産業への著しい変化が見られるようになった。

このような背景から、昭和五十年九月に鹿兒島空港を中心とする六九〇haを都市計画区域として指定した。その後社会情勢の変貌により、昭和五十九年四月に空港一帯から崎森地区を含む六三八haを追加し、本町の約二％の面積にあたる一、三二八haを都市計画区域として新たに指定している。

更に、昭和六十三年四月には用途地域二〇六、四haを

指定し、平成四年の都市計画法及び建築基準法の改正により、住環境の保護、市街地形態の多様化への対応等を目的として、用途地域の種類が八種類から一二種類に改められたことに伴い、平成八年四月、現況に即した新用途地域に指定変更を行っている。

第一種中高層住居専用地域	二八ha	(一三、五%)
第一種住居地域	一一二ha	(五四、三%)
第二種住居用地	一四ha	(六、八%)
準住居地域	一三ha	(六、三%)
商業地域	五、四ha	(二、六%)
準工業地域	三四ha	(一六、五%)

状況と展望

年間約六〇〇万人以上の利用客数を誇る鹿兒島空港、高規格幹線道路の九州自動車道、主要幹線道路の国道五〇四号線等が整備され、更に鹿兒島市と鹿兒島空港を結ぶ外環状線である主要地方道伊集院蒲生溝辺線の改良工事が実施中である。また、地域高規格道路の北薩横断道路が計画されている。

このように広域交通体系の整備が進められているが、

鹿児島空港へのアクセス機能を更に高めるため、広域交通の利便性を強化していくことが課題である。市街地を支える都市計画道路久保山北原線等の都市幹線道路は、土地区画整理事業の面的整備と街路事業の促進により整備を進めていくことが必要である。

二 区画整理事業の状況と展望

鹿児島空港都市の建設を目指して、空港周辺の市街地形成を進めるべく、平成五年三月麓地区四二・五haの区域を都市計画決定し、平成五年度から麓第一土地区画整理事業に着手している。その後、事業実施計画の承認等の準備期間を経て、平成七年八月南部地区（論地区）の面的整備を開始している。

本工事業着手以来、建物移転、宅地整地、道路築造等と順次事業推進を図り、換地など時間を要しているが、平成十四年度末における進捗率は、事業費ベースで五九%、仮換地指定は六二%であり現在、平成十九年度完成に向けて事業を推進している。

本事業の施行により、道路など公共施設の整備を図り、

宅地の利用増進を高めるとともに、良好な都市機能（防災、交通安全、交通の円滑化）の確保を図り、健全な市街地の形成及び生活環境の向上を図られる。

換地処分（嘱託登記事務）を含めた完成予定年度は平成十九年度であるが、事業の全体計画区域が広く、区域内及び区域境界の地形や形状・標高差等地理的要因に加え、換地の手法として個々の住宅を移転しながら道路等の整備を進めているため、事業の長期化傾向にあり、三年に一回は事業計画並びに事業計画の見直しを行うようになっているので、今後も事業の進捗状況を考慮しながら検討する必要がある。

三 今後の都市計画

商業地域・準工業地域など主要用途の配置により、県や周辺市町と連携しながら鹿児島臨空団地の早期完成を促進するとともに、本県の交通の要衝の地として空港関連サービス業や食品製造業、流通関連業の企業を中心に誘致・導入することで商業・流通業務施設の集積等土地利用の高度化が図られる。

用途地域の指定されている市街地において、土地区画整理事業による面的基盤整備と良好な宅地供給が実施されており、市街地外の無秩序な開発により不良な市街地が形成される可能性は少ない。

麓第一土地区画整理事業においては、宅地化がなされる健全な市街地化が進み区域内人口の増加が見られる。公園整備により憩いの場の提供が図られ、地域児童の安全な遊びが確保できる。また、区画の整備が図られることにより、都市防災機能が高まり消防活動の円滑化が図られるなど、安全な生活環境の向上が期待できる。



麓第一土地区画整理事業施工区域

第六章 住宅

一 現状と課題

1 住民との関わりの視点

(1) 人口規模と定住化

・人口は着実に増加しており、近い将来、人口一万人突破を目指している。

・昼夜人口比は一一・五％(平成十二年国勢調査)で、昼間人口の入超である。県臨空団地計画は、基盤整備を進めており、このプロジェクトが本格展開すればさらに昼間人口は増加する。昼間人口の定住をどのように進めるかが課題となる。

・人口、世帯数の増加を住宅の所有関係別に見ると、借家数の増加が持家の増加を上回り、借家人口の増加は持家人口の約三倍である。持家率は年々低下している。地域を長期に支える持家定住者の増加を考慮する必要がある。

(2) 地域間バランス

・臨海部の市町と比較して、溝辺町は緑豊かな自然環境が残っていること、空が広く高台で風通しが良いこと、地価が安い広大な敷地を入手可能であること等である。

・溝辺町の人口増加を支えているのは南部の麓、崎森地区であり、これに対して有川地区はほぼ横這いであるが、北部の竹子、三縄の両地区は人口減少が続いている。

・空港周辺及び南部地区では、長期的には着実に都市化が進むと思われるが、成り行きに任せるだけでは確実に無秩序な住宅地となる。そのときになって元の良き時代の環境を求めてもすでに手遅れである。

(3) 少子高齢化社会

・高齢化の進行状況は県平均よりは五年程遅れているが、逆に国の平均より五年程先行しており着実に進行している。

・高齢者の割合も北部の竹子、三縄の両地区で高く、南部の麓、崎森地区は相対的に低い。また、小学校の学童数では、新しい居住者の進出が少ない竹子小学校(竹子地区)は小規模で、溝辺小学校有川、三縄

地区)は減少、新しい住民が比較的が多い陵南小学校(麓、崎森地区)はほぼ一定となっている。

- ・高齢者は、旧来からの地元住民であり、伝統的な農村型の社会に属しており、高齢者施設への入居は嫌う傾向にある。福祉計画における高齢者の調査でも、介護を受けたい場所として「自宅」と答えた人が非常に多い。

- ・住宅の構造上の問題で困っている高齢者は多く、その主な点は、「玄関・廊下等の段差の問題」と「浴室・便所の使い勝手」の二点に集中している。

2 住宅地としての長所・短所

(1) 長所

- ・自然環境が良い
- ・自然の緑地、農地の緑等、みどりに囲まれた環境は評価される。
- ・開かれた空間がある
- ・台地の上で空が広く、開かれた景色があり、霧島の山並みが見える等、開放感がある。
- ・風通しが良い

谷筋の住宅地と比べて風通しが良く、海岸部などより涼しい。

- ・地価が安い
- ・土地に余裕があり、臨海部の市町と比べて地価が安い。

- ・安全な土地である

広い平地であるため、土砂崩れや浸水といった自然災害の心配がなく安全性が高い。

- ・広域交通の便が良い

鹿児島空港や九州自動車道のインターチェンジ、国道や主要地方道等の道路交通の要の位置にあり、広域移動の便が良い。

(2) 短所

- ・生活利便に欠ける
- ・町内に大型店や病院がないなど、現状は買い物や通院の便が良くない。
- ・通学の便が悪い
- ・町内には高等学校がないため、高校生になると加治木あるいは国分・隼人方面まで通学する必要がある。

(3) 住宅地としての不満と期待

・空港関連以外の職場が少ないが、期待感はある。

計画中の臨空農工団地に予定されている物流・

食品関連企業が稼動すれば、男女ともに就労機

会は飛躍的に改善されると思われる。

・住宅地としてのイメージを明瞭にする必要がある。

空港のある町として、位置的には認知されてい

るが、臨海部と比較すると生活利便性に劣り、

山間部からは目標とする都市的生活の途中のよ

うな印象がある。住宅政策としては地域の長所

を活かすことで魅力を高め、生活利便に劣る弱

点を乗り越えることが目標となる。

3 公営住宅の現状と問題

(1) 定住促進の役割

・溝辺町の公営住宅は、比較的若い世代の入居が多く、

これまでも定住化を促す一定の役割を担ってきた。

ただ、昼間人口は一五%も入超である他、住宅二

ーズが多様化している昨今の情勢を踏まえ、公営住

宅にあってもより多様なニーズに応える必要があ

る。特に若年層の要求に応えられる住宅や、中間所得層に向けた住宅供給が必要と考えられる。

(2) 地域間人口バランスの調整

・町内における人口増加地区と減少地区ははっきりし

ており、コミュニティの維持保全のためにも、人口

減少地区に歯止めをかけることが目標となる。増加

地区における持家(宅地を含む)供給や借家供給は需

要をベースとした民間側の供給が期待できるが、減

少地区における人口誘導にあたっては、公共・公営

住宅に成果を期待する部分が多い。

(3) 長寿社会への対応

・住宅側からの支援策としては、高齢者が安全に安心

して暮らすことができる住空間を整備することにあ

り、ハード面の「バリアフリー化」とソフト面での

「福祉と連携したサービスの提供」の二本立ての対

応策がある。公営住宅として考えられる点では、新

築あるいは改修における高齢者対応と生活支援機能

(福祉)を備えた住宅等が考えられる。

(4) 多様な住宅ニーズの存在

・高齢者だけの世帯、核家族化や少子化による小規模

世帯の増加等、これまで増大化の一方であった住宅規模に対して「小さくても良いから安いものを望む」等のニーズや、「公営住宅の収入基準を上回る層の賃貸住宅ニーズ」等が目立つようになった。民間との共同研究あるいは役割分担のもとに、公共・公営住宅にあってもニーズの多様化に応える必要がある。

(5) 公営住宅ストックが建替時期を迎える

すでに建替時期に入っている昭和四十年代に建設された簡易耐火造(コンクリートブロック造)の団地に加えて、今後十五年程すると空港開港後に大量に建設された中層耐火造(RC造)の住宅が、建替の時期を迎えることとなる。財政枠や地球環境保全等の複合的な視点から、事業手法を検討することが求められる。このため、建替という手法に限定することなく、改善による長期活用等も視野に入れた検討が必要になる。また長期活用のためには、日常の維持保全や定期修繕についても計画的な実施が必要となる。

(6) 住宅関連産業

・公営住宅の建設や大規模な改修等の事業実施にあた

っては、地域の住宅建設を担う人材の活用、あるいは官民協力による住宅提供等、地域を取り巻く社会環境を踏まえた産業政策としての視点が重要である。

(7) 良質な住宅ストックの形成

・生活スタイルの変化や生活水準の向上に伴い、建築後長期の期間が経過した住宅にあつては、設備や間取り等に、現在の生活像からかけ離れたものも見られるようになった。住居水準だけでなく、快適さに関わる住居水準(性能)も含めた良質なストックの形成を図る必要がある。

一一 計画推進体制の整備

1 民間関連業界と行政との協力・役割分担

(1) 住民の役割

・まちづくりは、地域と住民の関わり方の問題であり、住民が自覚を持って地域の問題に主体的に参加すべきことでもある。中でも住環境(特に景観)

の課題は、地域の大部分を占める一般の住宅やそ

の周辺環境をどのように整えるかというテーマであり、住民の取り組みが重要である。こうした住民の役割を引き出すために、行政はまちづくりの様々な局面に住民が主体的に参加できる機会を作り、活動を支援する必要がある。

(2) 関連業界の役割

・住宅や住環境整備については最も住民の近くにあつて、様々な専門知識を持つており、また、住民と行政の橋渡しの役割も果たせる立場にある。住民参加とは関連業界も同時に参加することであり、住民参加の指導者として前向きな参加が期待される。

(3) 行政の役割

・住環境やまちづくりについての情報を持ち、直接実施すべき対象は限定されているものの、住民、関連業界と協力して情報を広く公開することで、住民や関連業界がまちづくりに参加しやすい社会環境を育てる役割を担っている。また、行政による住宅政策の推進に際しても、地域の課題に率先して取り組むことでガイドラインを敷く役割を担

うとともに、住民参加を裏から支援する事務局役として、視野を広く、レベルの高い、まちづくりの推進を目指す必要がある。

2 公営住宅ストック活用事業の推進

・新たな事業として公営住宅ストック改善事業が始まるのに伴い、改善に向けた技術的作業等の一方で、財政との調整や居住者に対する細やかな説明等、多面的かつ、複雑な業務の増加が予想される。事業化に先行して十分な検討を積み重ねる一方で、必要なときに機動的に対応できるよう、これまでの業務負担を超えて、業務体制を整える。

3 住生活の情報化の検討

・重点施策としては取り上げていないが、今後の大きな課題として「住生活の情報化」がある。全戸へのCATV網の開設を機会に、情報ネットワークを活用した住生活の快適化、安定化の具体策を研究する。具体的な事業としては、CATV網の双方向性を活かして、①独居高齢者の安心策としての画像モニタリングや緊急時の通報システム(福祉部門との連携)②住宅に関わる各種相談や情

報提供等が考えられる。

4 今後の溝辺町は・・・

(1) 宅地の将来像は道路基盤整備に負うところが大きい。ため、骨格をなす道路網は宅地開発に先立って明らかにすることが望まれる。麓第一地区のよき基盤づくりは良好な住宅地整備の第一歩として非常に有効である。

(2) 十年後、百年後に良い住宅地とは何か、そのためには何をすべきか、を見極めて今から動き出す必要がある。首都圏で高級住宅地と言われる街は、大部分が戦前の計画的開発地で、その共通項は、道路基盤が整備され、緑が多く、高台にある、の三点である。本町の南部地区はこうした可能性を備えている。

(3) 二十一世紀は農業が見直される世紀となるだろう。農地をベースとした本町の自然環境・経済環境は非常に大切なものであり、農業と共生するまちづくりは重要なテーマとなる。

三 公営住宅

1 公営住宅の概要

(1) 公営住宅

・溝辺町には平成十四年度末において三五〇戸の公営住宅、二八戸の特定公共賃貸住宅があり、また、この他に一一戸の町単独住宅と六戸の教職員住宅がある。

・公営住宅を地区別に見ると、

竹子Ⅱ 四四戸、

有川Ⅱ 一一〇戸、

麓Ⅱ 一四四戸、

崎森Ⅱ 五二(他に県営住宅Ⅱ 二二戸)で、三縄地

区には存在しない

住宅概要は次のとおり

第235表 町営住宅

平成14年12月現在

団地名	建設年度	間取り	面積(m ²)	戸数	構造
久保山住宅	昭和33年	6, 4.5	34.71	1	木平
久保山団地	昭和47年	6, 4.5, 3	41.63	10	簡平
久保山団地	昭和49年	6, 4.5, 3	41.63	10	簡平
西原第2	昭和48年	6, 4.5, 3	38.29	7	簡平
松 脇	昭和49年	6, 4.5, 4.5	43.29	4	簡平
松 脇	昭和50年	6, 4.5, 4.5	43.29	4	簡平
陵 北	昭和50年	6, 4.5, 4.5	43.29	6	簡平
計牛1号棟	昭和52年	6, 6, 6	52.92	12	中耐3
計牛2号棟	昭和57年	6, 6, 6	68.62	16	中耐4
第1陵南	昭和53年	6, 6, 4.5	61.25	16	中耐4
金割1号棟	昭和54年	6, 6, 6	64.31	24	中耐4
金割2号棟	昭和55年	6, 6, 6	64.31	16	中耐4
第2陵南1	昭和55年	6, 6, 6	64.31	16	中耐4
第2陵南2	昭和56年	6, 6, 6	68.62	16	中耐4
玉利1号棟	昭和58年	6, 6, 6	68.62	24	中耐4
玉利2号棟	昭和61年	6, 6, 6	68.62	24	中耐4
玉利3号棟	平成1年	6, 6, 6	68.62	16	中耐4
第2金割	昭和62年	6, 6, 6	68.62	16	中耐4
石 原	昭和63年	6, 6, 6	69.63	8	耐 2
第2計牛	平成3年	6, 6, 6	71.07	16	耐 2
十文字1	平成6年	16, 6, 6	73.87	16	中耐4
十文字2	平成9年	17, 6, 6	72.65	16	中耐4
原 村 1	平成7年	17, 6, 6	72.65	16	中耐4
原 村 2	平成10年	17, 6, 6	72.65	16	中耐4
空港南タウン	平成12年	14, 6, 6, 6	75.64	12	木 2
空港南タウン	平成13年	14, 6, 6, 6	75.64	8	木 2
空港南タウン	平成13年	7.5, 6, 6	51.14	4	木 2
合 計					350戸

萩の峰(10戸)、久保山住宅(3戸)、麓(10戸)は用途廃止

西原第1は建替(新団地：空港南タウン)

第236表 特定公共賃貸住宅

団地名	建設年度	間取り	面積(m ²)	戸数	構造
前原団地	平成7年	単身	37.30	8	鉄骨2
第2前原団地	平成12年	単身	37.30	12	鉄骨2
第3前原団地	平成14年	一般	78.48	8	木 2
合 計					28戸

第237表 県 営 住 宅

団 地 名	建設年度	間 取 り	面 積(m ²)	戸 数	構 造
空 港 南 タ ウ ン	平成11年	14, 6, 6, 6	75.64	22	木 2

(2) 入居者状況

・世帯主の年齢構成を見ると、若い年齢層が非常に多く、三五歳未満の割合が約四二%を占めている。一方、六五歳以上の高齢者は約六%と少ない。建設時期との関係を見ると、築年の古い団地に高齢者が多く、新しい団地では若い世代の人が多い。

・居住人員は、平均すると約三・三人／戸であるが、築年の古い団地(住居規模小、高齢世代が多い)では少人数世帯が多い。最低居住水準未満の住居は、八戸(うち、七戸は昭和五十年以前建築の古い団地)となっている。

・空家は一〇戸(平成十四年十月一日現在)であるが、入・退去者が多いため空家が発生しても短期間に次の入居者が決まる状況に

ある。

2 公共住宅のストックの状況

(1) 設時期、居住水準等の状況

・本町の公営住宅の多くは、鹿児島空港開港後の住宅需要に応えるよう建設されたため、建設時期が古いものは少なく、また住戸規模も大きなものが多い。

このため大多数がRC造で、RC造以外のものは木造二五戸(久保山住宅、空港南タウン)と簡易耐火造四一戸(久保山、西原第二、松脇、陵北の各団地)のみである。

・法定耐用年数状況は、耐用年限超過一戸、耐用年限の二分の一以上経過三二戸、それ以降の建設三〇八戸となっている。

・住宅設備では、便所は水洗化非対応四二戸(木造の久保山住宅、簡易耐火造の全住宅)、単独浄化槽九二戸、合併処理浄化槽二一六戸で、四〇%弱の住居で排水の処理対策が必要である。浴室については、浴槽とバランス釜等が設置されているのは一九二戸(約五五%)で、半数近い住居で浴室設備の改善が待たれている。

第238表 耐用年限をすでに超過したもの

団地名	建設年度	戸数	構造	経過年数	耐用経過状況	便所	浴室	給湯
久保山住宅	昭和33年	1	木平	45年	15年経過	①	①	①
小計		1戸						

第239表 耐用年限の1/2以上の期間を経過したもの

団地名	建設年度	戸数	構造	経過年数	耐用経過状況	便所	浴室	給湯
久保山団地	昭和47年	10	簡平	31年	1年経過	①	①	①
西原第2	昭和48年	7	簡平	30年	0年	①	①	①
久保山団地	昭和49年	10	簡平	29年	残1年	①	①	①
松脇	昭和49年	4	簡平	29年	残1年	①	①	①
松脇	昭和50年	4	簡平	28年	残2年	①	①	①
陵北	昭和50年	6	簡平	28年	残2年	①	①	①
小計		41戸						

第240表 耐用年限の1/2未満であるが平成2年以前のもの

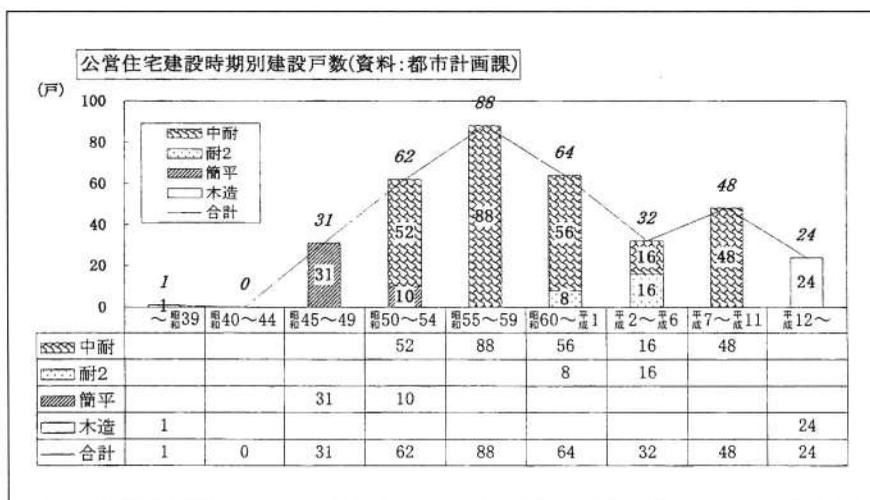
団地名	建設年度	戸数	構造	経過年数	耐用経過状況	便所	浴室	給湯
計牛1号棟	昭和52年	12	中耐3	26年	残44年	②	①	①
第1陵南	昭和53年	16	中耐4	25年	残45年	②	①	①
金割1号棟	昭和54年	24	中耐4	24年	残46年	②	①	①
金割2号棟	昭和55年	16	中耐4	23年	残47年	②	①	①
第2陵南1	昭和55年	16	中耐4	23年	残47年	②	①	①
第2陵南2	昭和56年	16	中耐4	22年	残48年	③	①	①
計牛2号棟	昭和57年	16	中耐4	21年	残49年	③	①	①
玉利1号棟	昭和58年	24	中耐4	20年	残50年	③	②	①
玉利2号棟	昭和61年	24	中耐4	17年	残53年	③	③	①
第2金割	昭和62年	16	中耐4	16年	残54年	③	③	①
石原	昭和63年	8	耐2	15年	残55年	②	③	①
玉利3号棟	平成元年	16	中耐4	14年	残56年	③	③	①
小計		204戸						

第241表 平成3年以降のもの

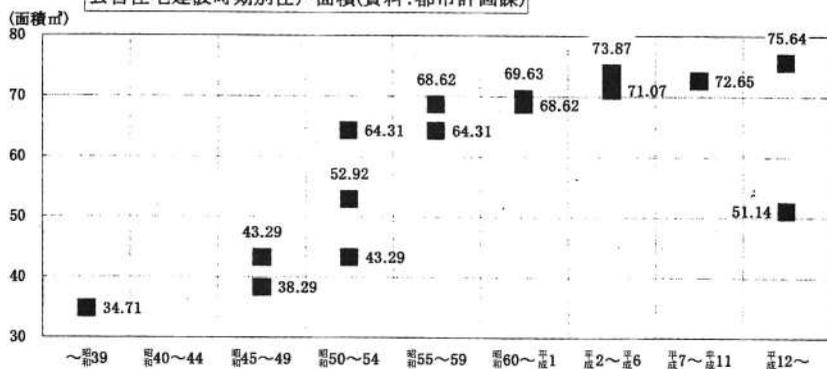
団地名	建設年度	戸数	構造	経過年数	耐用経過状況	便所	浴室	給湯
第2計牛	平成3年	16	耐2	12年	残58年	③	③	②
十文字1	平成6年	16	中耐4	9年	残61年	③	④	②
原村1	平成7年	16	中耐4	8年	残62年	③	④	②
十文字2	平成9年	16	中耐4	6年	残64年	③	④	②
原村2	平成10年	16	中耐4	5年	残65年	③	④	②
空港南タウン	平成12年	12	木2	3年	残27年	③	④	②
空港南タウン	平成13年	8	木2	2年	残28年	③	④	②
空港南タウン	平成13年	4	木2	2年	残28年	③	④	②
小計		104戸						

※設備水準の凡例

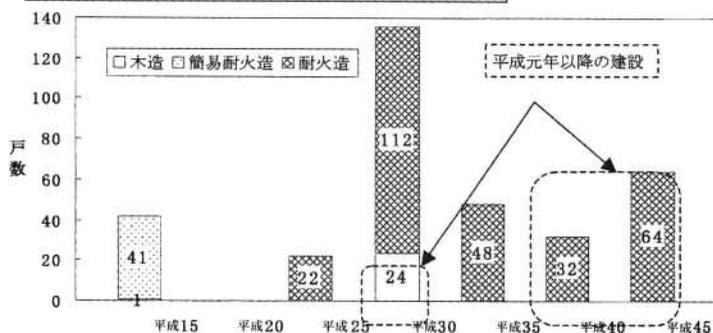
- | | | | |
|-------------|----------|-----------|----------|
| 便所：①汲取り | ②単独処理浄化槽 | ③合併処理浄化槽 | |
| 浴室：①設置なし | ②浴槽のみ | ③浴槽+バランス釜 | ④ユニットバス式 |
| 台所給湯：①設置なし | ②設置有り | | |
| 洗濯機置場：①設置なし | ②設置有り | | |



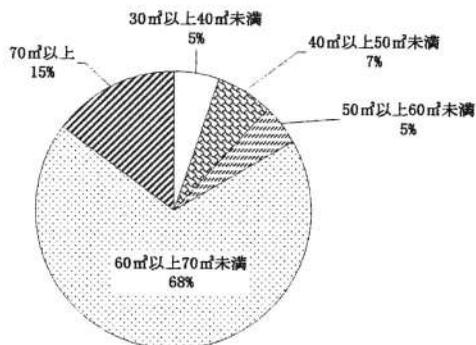
公営住宅建設時期別別住戸面積(資料:都市計画課)



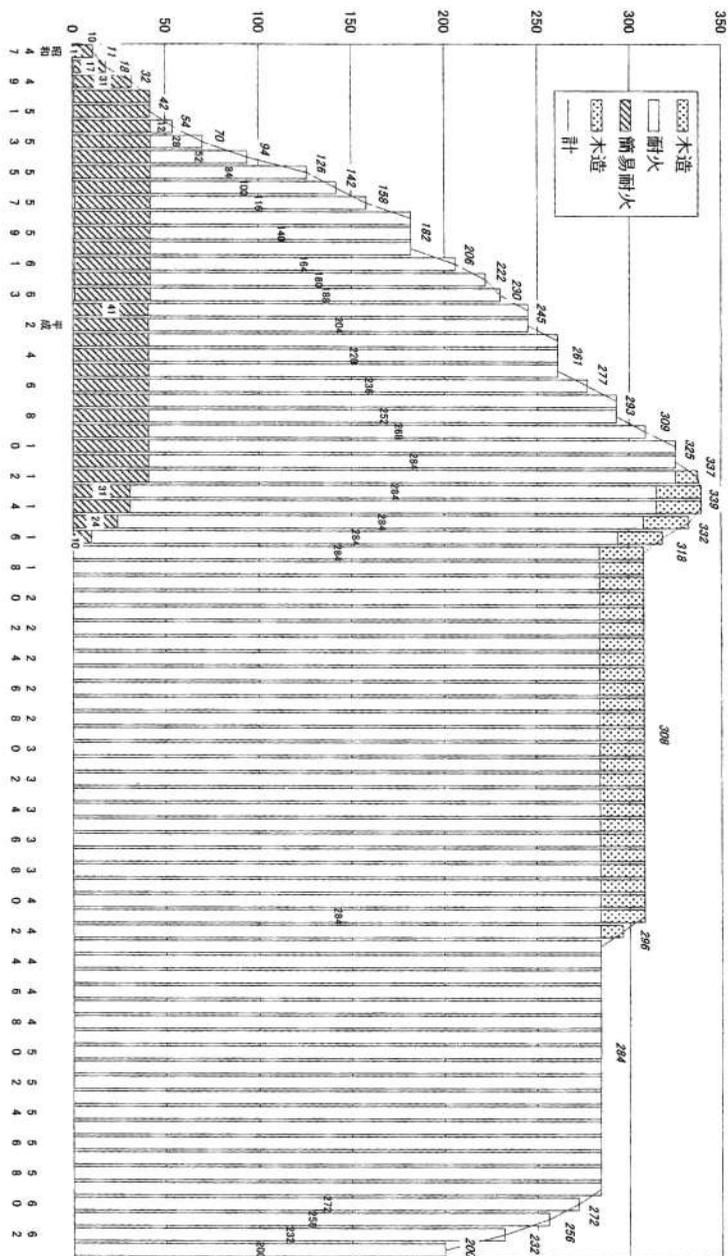
耐用年限の1/2経過戸数の推移(平成13年度建設分まで)

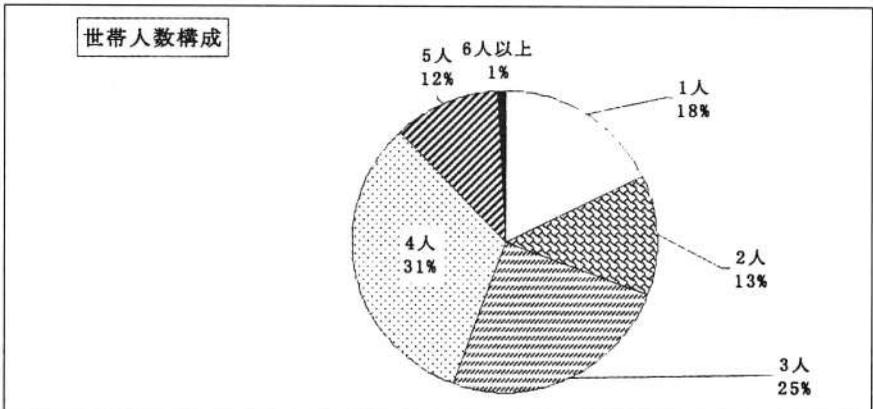
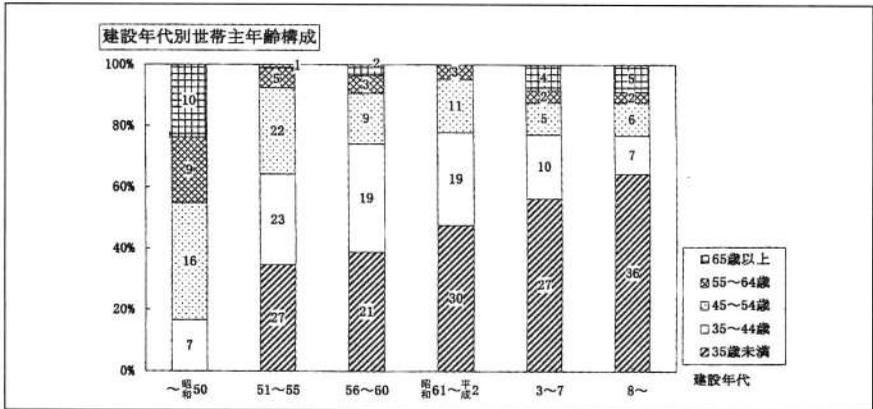
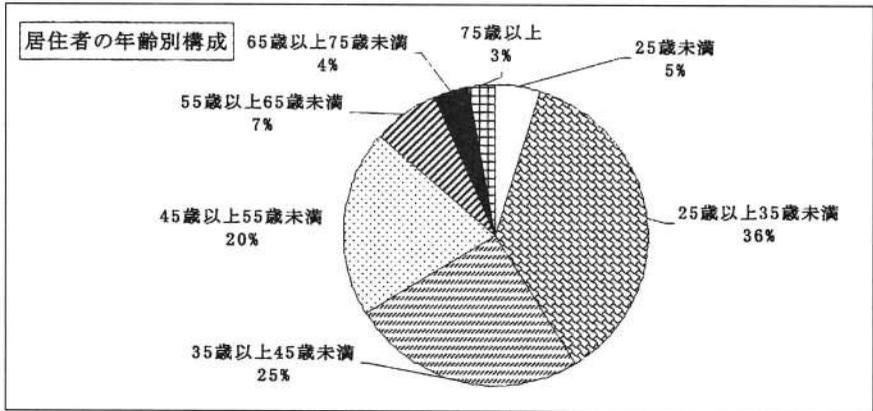


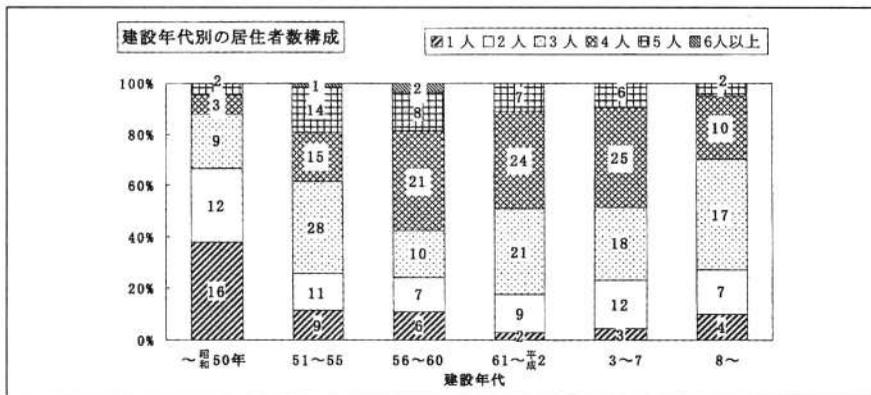
住戸規模別構成



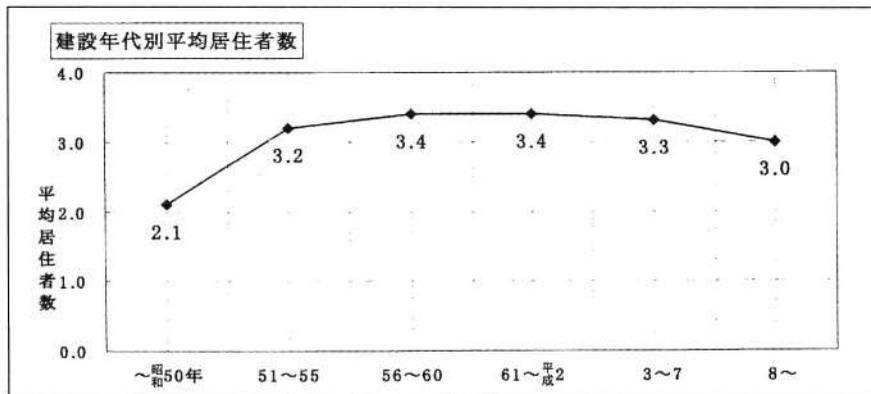
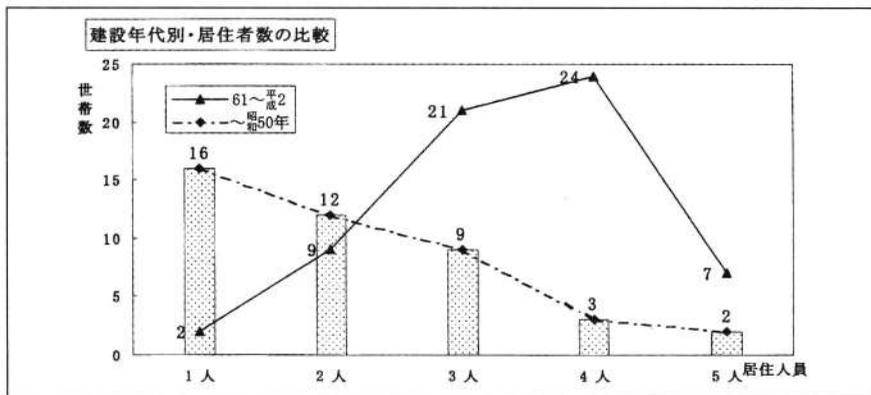
耐用年限経過戸数の推移







4人(31%), 3人(25%)のファミリーが型が多い。



2 次 判 定 要 素									2次判定	3 次 判 定	
耐震性能 ※1	避難安全性 ※2	最低居住水準未 満住戸	騒音・ ブライ パシー	水洗 便所 ※3	浴槽	給湯 設備	外壁 改善				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	用途廃止	用途廃止	現住居者の退去次第用途廃止
△	○	なし	○	×	なし	×	要	建替	個別改善	建替による家賃上昇反対及びこのまま住み続けたいという大多数のアンケート結果より改善を選択	
△	○	1	○	×	なし	×	要	建替	個別改善	設備改善(水洗+合併処理)により長期活用	
△	○	3	○	×	なし	×	要	建替又は個別改善	個別改善	設備改善(水洗+合併処理)により長期活用	
△	○	なし	○	×	なし	×	要	建替又は個別改善	個別改善	設備改善(水洗+合併処理)により長期活用	
△	○	1	○	×	なし	×	要	建替又は個別改善	個別改善	設備改善(水洗+合併処理)により長期活用	
△	○	2	○	×	なし	×	要	建替又は個別改善	個別改善	設備改善(水洗+合併処理)により長期活用	
○	◎	なし	○	△	なし	×	不要	個別改善	個別改善	設備改善(浄化槽、浴槽、給湯)	
◎	◎	なし	○	○	有	×	不要	個別改善	個別改善	設備改善(給湯)	
○	◎	1	○	△	有	×	不要	個別改善	個別改善	設備改善(浄化槽、給湯)	
○	◎	なし	○	△	有	×	不要	個別改善	個別改善	設備改善(浄化槽、給湯)	
○	◎	なし	○	△	有	×	不要	個別改善	個別改善	設備改善(浄化槽、給湯)	
◎	◎	なし	○	○	有	×	不要	個別改善	個別改善	設備改善(給湯)	
◎	◎	なし	○	○	有	×	不要	個別改善	個別改善	設備改善(給湯)	
◎	◎	なし	○	○	有	×	不要	個別改善	個別改善	設備改善(給湯)	
◎	◎	なし	○	○	有	×	不要	個別改善	個別改善	設備改善(給湯)	
◎	◎	なし	○	△	有	×	不要	個別改善	個別改善	設備改善(浄化槽、給湯)	
◎	◎							維持保全	維持保全		
◎	◎							維持保全	維持保全	外部からの視線遮蔽(外構工事)	
◎	◎							維持保全	維持保全		
◎	◎							維持保全	維持保全		
◎	◎							維持保全	維持保全		
◎	◎							維持保全	維持保全		

○接地階2方向避難 ※3(水洗便所)：○水洗+合併処理、△水洗+単独処理、×汲取り

第5部 通信・交通・土木編

第242表 (2) 公営住宅ストックの活用判定

溝辺町公営住宅ストック活用方針一覧(記入データは平成14年12月現在)

No	団地名	棟数 (棟)	戸数 (戸)	建設 年度	構造	階数	敷地面積 (㎡)	1次判定要素					1次判定	
								経過 年数	地域指定	空家 数	需要 判定	高度 利用 判定		残耐用 年数
①	久保山住宅	1	1	昭和33	木平	1	662	45	一種中高層	なし	有	×	△15	用途廃止
	計	1	1											
②	久保山団地	2	10	昭和47	簡平	1	3,952	31	一種中高層	なし	有	○	△1年	建替
		2	10	昭和49	簡平	1		29	一種中高層	なし	有		1年	
計		4	20											
③	西原第二団地	2	7	昭和48	簡平	1	1,044	30	一種中高層	なし	有	×	0年	継続判定
	計	2	7											
④	松 脇 団 地	1	4	昭和49	簡平	1	1,530	29	都計区域外	なし	有	×	1年	継続判定
		1	4	昭和50	簡平	1		28	都計区域外	なし	有	×	2年	
計		2	8											
⑤	陵 北 団 地	2	6	昭和50	簡平	1	3,411	28	都計区域外	なし	有	×	2年	継続判定
	計	2	6											
⑥	計 牛 団 地	1	12	昭和52	中耐3	3	2,071	26	都計区域外	2/12	有	○	44年	継続判定
		1	16	昭和57	中耐4	4		21	都計区域外	なし	有	○	49年	
計		2	28											
⑦	第一陵南団地	1	16	昭和53	中耐4	4	1,566	25	一種住居	なし	有	○	45年	継続判定
	計	1	16											
⑧	金 割 団 地	1	24	昭和54	中耐4	4	8,310	24	都計区域外	2/24	有	○	46年	継続判定
		1	16	昭和55	中耐4	4		23	都計区域外	なし	有	○	47年	
計		2	40											
⑨	第2陵南団地	1	16	昭和55	中耐4	4	4,168	23	一種住居	2/16	有	○	47年	継続判定
		1	16	昭和56	中耐4	4		22	一種住居	なし	有		48年	
計		2	32											
⑩	玉 利 団 地	1	24	昭和58	中耐4	4	13,501	20	一種中高層	1/24	有	○	50年	継続判定
		1	24	昭和61	中耐4	4		17	一種中高層	2/24	有	○	53年	
		1	16	平成1	中耐4	4		14	一種中高層	なし	有	○	56年	
計		3	64											
⑪	第二金割団地	1	16	昭和62	中耐4	4	3,093	16	都計区域外	1/16	有	○	54年	継続判定
	計	1	16											
⑫	石 原 団 地	2	8	昭和63	耐2	2	1,177	15	都計区域外	なし	有	×	55年	継続判定
	計	2	8											
⑬	第二計牛団地	3	16	平成3	耐2	2	3,822	12	都計区域外	なし			58年	維持保全
	計	3	16											
⑭	十 字 団 地	1	16	平成5	中耐4	4	4,016	9	都計区域外	なし			61年	維持保全
		1	16	平成9	中耐4	4		6	都計区域外	なし			64年	
計		2	32											
⑮	原 村 団 地	1	16	平成7	中耐4	4	3,723	8	一種住居	なし			62年	維持保全
		1	16	平成10	中耐4	4		5	一種住居	なし			65年	
計		2	32											
⑯	空港南タウン	3	12	平成12	木2	2	4,123	3	一種中高層	なし			27年	維持保全
		3	12	平成13	木2	2		2	一種中高層	なし			28年	
計		6	24											

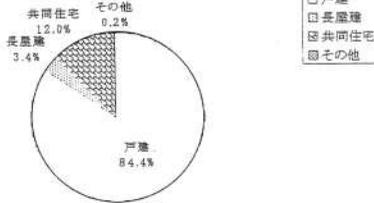
※1(耐震性能):◎S56年以降の耐震設計、○耐震安全性確認、△部分補強 ※2(避難の安全性):◎耐火+2方向避難。

四 一般住宅

1 住宅戸数

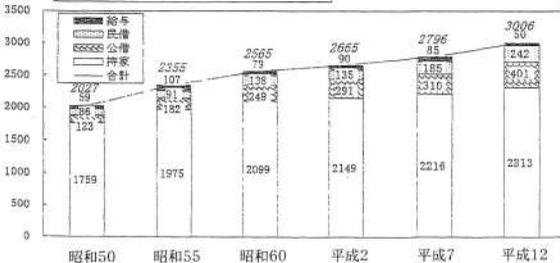
- ・住宅戸数は年々着実に増加しており、平成十二年現在、居住者のいる住宅数は三、〇〇六戸(国勢調査)となっている。これに対して、空家は(正式な統計はないが)平成十年一月現在一〇七戸(警察からのヒアリング)となっている。(その後、一部の地区について入手したデータによれば、この数倍という空き家数がある)
- ・所有関係別では持家が多数を占めるが、その比率は年々低下し、昭和五十年に約八七%であったものが、二十五年後の平成十二年には約七七%(▲一〇%)までに低下している。また、持家以外の六割近くが公営借家となっている。
- ・近年の着工数は年間七〇戸数程度で推移しており、利用関係別では、持家の着工数は安定的に推移しているものの、貸家については公営住宅等の着工時期等の影響を受けて年度によって大きく変動している。
- ・着工動向を周辺市町と比較すると、着工数・人口当た

住宅の建て方別世帯数(資料:平成12年国勢調査)



り着工数ともに臨海部の国分市・隼人町・始良町には及ばないが、人口当たり着工数では加治木町を上回っており、内陸部の町としては最上位にある。近年の着工動向によれば、民営借家の増加傾向等、住宅地として都市型に移行しつつあることが読み取れる。

所有関係別住宅数の推移(資料:国勢調査)



2 地区別整備方針

・本町内の各地区を住宅及び往環境を切口に分類すると、北と南に大別される。

(1) 北部地区

・北部地区(主として竹子、三縄地区)は全体としては人口増の方向にある本町にあって、人口が減少しつつあり、それとともに高齢化も他地区より進行している。空き家の増加といった問題を抱えつつも、広く環境の面では安定し、落ち着いたたすまいを呈している。

・このまま過疎化、高齢化が進行すると、空家の一層の増加をはじめとして、住宅の老朽化に伴うまち並みの保全問題や、さらには地域の活力低下が懸念される。このため、現在以上の高齢化や過疎化にブレーキをかける総合的な策が求められており、住宅政策の面から、若い世代の受け入れと空家あるいはその予備軍)の活用等による、新しい層の人口定住が期待されている。

・有川地区は北部に位置しつつも、人口面では安定し、高齢化についても南北の中間に属する等、竹子、三

縄の両地区とはやや社会状況は異なるが、地理的に近接して生活圏が重なることから、北部地区として一括して扱うこととする。

(2) 南部地区

・南部地区(麓・崎森)は、空港の存在に加えて臨海部の都市に近い立地条件等から、人口、住宅数ともに増加しており、高齢化の進行も穏やかである。一方、戸数は、北部より少ないものの、空家は増加しつつあり、高齢者も少なからず存在している。しかし、南部地区の課題はむしろ、増加する人口や住宅にどのように向き合うかという点であり、こうした課題に応える施策が必要である。

・第一点は住宅供給の問題である。人口、世帯数は増加しているものの、その大部分は若い年齢層を対象とした賃貸住宅であり、居住水準の面や将来の地域活力を担う定住人口を確保するという視点からは、より多様な世代、階層が定住する住宅供給が求められている。

・第二点は住居環境の問題である。新たな住宅や業務施設の開発等により、開発地の周辺では環境の質的

低下が見られ、このまま放置すると、賑わいを手にした時には豊かなはずの自然環境を失うことになりかねない。町の活性化を目指す一方で、現在の優れた環境を保全する策が必要である。

(3) 共通の課題

・ 県平均と比べると遅れてはいるものの、高齢化が確実に増加しつつあり、空家も近年増加の勢いを増している。高齢者の増加に対して、地域と共に生きる思いやりのある社会を築くための知恵が求められている。



空港南タウン

■地区別課題と住宅政策の方向

第244表 北部地区(竹子、三縄/少し状況は異なるが有川)

現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎化、高齢化の進展 ・生活サービス機能はあまり整っていない ・周辺の自然環境は安定している
住宅供給	<ul style="list-style-type: none"> ・空家の問題 ・民間ベースでの住宅供給は少ない
住宅政策	<ul style="list-style-type: none"> ・公共主導型で住宅供給を行うことで地域の活性化を目指す [公営住宅、空家活用による賃貸住宅等]



第245表 南部地区(麓、崎森)

現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人口は増加しており、高齢化も他より遅い ・生活サービス機能は比較的整っている ・新規開発等により環境の質的低下が見られる
住宅供給	<p>需要はあるが、中堅所得層向賃貸住宅や持家向宅地供給が少ない</p>
住宅政策	<ul style="list-style-type: none"> ・民間ベースでの住宅供給を基本に、公共が基盤整備等でそれを支援する <p style="text-align: center;">+</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちなみ景観の保全策の導入 [持家用宅地供給、特優賃・特公賃など中堅層向の借家供給/ まちづくりルールの導入等]

地区別整備方針

対応すべき方向	取組むべき住宅政策	重点施策(案)
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化、過疎化に対抗するために、若い世代の転入を促す。 ・空家がこれ以上増加するのは放置できないので、活用を検討する。 ・民間ベースでの住宅供給が少ないことを補う策を検討する。 <p>〈定住促進に向けて、公共が主体となって住宅供給を行う〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの転入を政策的に誘導する必要があるが、民間ベースで供給が期待しにくいので、公営住宅や特定優良賃貸住宅等の公的施策による住宅整備を行う。 (→公的賃貸住宅の建設・供給) ・空家の中には水廻り等に手を加えれば、充分快適な住宅に再生できるものが含まれている。空家を活用することで、地域の活性化をはかることを目指し、賃貸住宅に再生・活用することを研究する。 (→空家活用による賃貸住宅の供給) 	<p>(J-1)公営住宅の建設</p> <p>(J-2)空家を活用した賃貸住宅</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・潜在的なニーズに応える住宅・宅地供給を行う。 →中堅所得層向けの特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅の整備 →持家定住のための経済負担の少ない宅地供給 ・民間主導による供給を基本に、基盤整備等を公共が支援することで、良質で安価な住宅・宅地供給を目指す。 ・良好なまちなみ景観の形成や農地と調和する住環境の整備を目指す。 <p>〈→定の住宅需要を背景として、良質で経済負担の少ない住宅・宅地の提供と環境の整備を進める〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間による住宅建設や賃貸住宅の供給が期待できる地区であるところから、民間ベースでの住宅供給を基本に、基盤整備等について公的支援を行う。 (→公民協力による良質な持家・借家供給) ・人口、世帯ともに増加しているが、その多くは借家層である。借家層を次代の町勢を担う層として町内に留めるため、良質で低廉な持家(宅地)を供給する。 (→良質で低廉な持家建設のための宅地供給) ・長期的には着実に宅地化が進行する地域であると考えられるが、周辺の農業環境との調和や共生に配慮したまちづくりが必要で、その施策を具体化する。 (→住宅地の環境や景観の整備に向けた誘導) 	<p>(J-3)JAS社宅跡地での公民協力による住宅開発</p> <p>(J-4)良質で取得しやすい宅地供給</p> <p>(J-5)環境整備に向けたルール作り</p>
<p>〈高齢単身や高齢夫婦向けの共同の家づくり〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自立して生活できる高齢者(単身、夫婦等)が、安心でき、福祉サービス提供者も安心できる共同の家づくりを検討する。 自宅に近く、姥捨て山的でない、いつでも入退所できる住宅等、福祉と連携した研究を行う。 (→高齢者向けの共同の家づくり) 	<p>(J-6)自宅に替る高齢者やすらぎの家</p>

第246表

地区	地区の特徴と課題	住宅地としての特色と課題
北部地区 (竹子、三縄)	<ul style="list-style-type: none"> ・穏やかな起伏をもった地形で、川沿いの平坦地を水田として、傾斜地は山林と果樹園に利用されている。世帯主の職業構成では農業の割合が高い。 ・溝辺町の中では臨海部の都市圏に遠く、生活サービス機能も整備が遅れている。 ・人口は減少方向にあり、高齢化も町内で最も進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水田に面した山裾に等高線に沿って住宅地が並んでいるが、集落の中心付近では住宅地としての面的な広がりがある。持家主体で、民間借家や社宅等はほとんどない。 ・周辺の山林は人工林を主体に自然の緑を形成し、落ち着いた安心感のある景観をなしている。 ・後継者の不在等から空家が多くなり、その裏返しとして新しい住宅立地はほとんど見られない。
(有川)	<ul style="list-style-type: none"> ・北部にあっても有川地区は人口は一定であり、高齢化も中庸である。また役場周辺には日常生活に必要なサービス施設は整備されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・空家が多くなりつつある反面、住宅の建替え等もあり、平均値としてみれば安定した居住環境が保たれている。民間借家がほとんどないため、公営住宅を除いては外部から流入する世帯がほとんどない。
南部地区 (麓、崎森)	<ul style="list-style-type: none"> ・平坦な台地上の土地で、茶畑をはじめとする広い畑地が続いている。最南部の崎森では植木畑も多い。農地の多くは農業振興地域の農用地区域に指定され、保護されている。 ・空港に近く、また加治木、国分・隼人方面への自動車交通の便が良い。 ・溝辺町の人口増を担っている地区で、年齢構成も若い世代が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年住宅立地が進み、空港西側や隼人・加治木線(56号線)沿いには住宅をはじめ飲食施設等が増加している。 ・平坦で高台にあるため、空が広く、風通しも良い等、周囲の緑とともに住宅地として必要な環境条件を備えている。 ・従来はファミリー向け民間賃貸住宅がほとんどなかったが、ここ数年は賃貸住宅の建設が進み、民借世帯が増加している。 ・分家独立等による持家建設はあるが、外部から新たに持家を取得して転入する世帯は非常に少ない。
北・南共通	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者は今後急速に増加することが予測されるが、高齢者福祉の現場では現状で手一杯の状況にある。高齢者の中には不安をもちながらも自宅での生活に固執する人が多いが、一方で福祉サービスの負担増となっている人もある。高齢者(中でも単身、夫婦のみ)の不安を軽減し、快適な老後を過ごすためと福祉サービスの向上を目指した、高齢者が共同で暮らす住まいが必要と思われる。 	